

京 都 大 学 通 則 及 び 京 都 大 学 研 究 生 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学通則</b> (昭和28年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2章 学部</p> <p>(中 略)</p> <p>第10条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。</p>	<p>第2章 学部</p> <p>第10条 (同 左)</p>
<p><u>2</u> } (略)</p> <p>第11条 } 第12条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } 4 } 5 }</p>	<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定。以下「実施要項」という。)第2条に定めるものをいう。以下同じ。)は、検定料の納付を要しない。</p> <p><u>3</u> } (同 左)</p> <p>第11条 } 第12条 }</p>
<p><u>6</u> (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。</p> <p>第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額</p> <p>第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>6</u> 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、入学料の納付を要しない。</p> <p><u>7</u> (同 左)</p> <p>第28条 } (同 左)</p>
<p><u>3</u> } (略)</p> <p><u>4</u> } (中 略)</p> <p>第3章 大学院</p> <p>(中 略)</p> <p>第36条 研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)に博士課程を置く。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。</p> <p>3 博士課程(前項ただし書の博士課程を除く。)は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。</p> <p>4 医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。</p>	<p><u>3</u> 第1項本文の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、授業料の納付を要しない。</p> <p><u>4</u> } (同 左)</p> <p><u>5</u> }</p> <p>第3章 大学院</p> <p>第36条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p><u>4</u> 薬学研究科薬科学専攻の博士課程は、前期2年の課程とし、医学研究科社会健康医学系専攻及び地球環境学舎地球環境学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>5 第3項の規定にかかわらず、アジア・アフリカ地域研究研究科の博士課程は、課程の区分を設けない。</p> <p>6 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。 (中 略)</p>	<p>5 } (同 左)</p> <p>6 }</p>
<p>第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。</p>	<p>第42条 (同 左)</p>
<p>第42条の2 (略) (中 略)</p> <p>第53条 第10条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第6項本文、第13条、第17条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。 第3章の2 専門職大学院 (中 略)</p>	<p>第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。 第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。 第42条の4 (同 左)</p>
<p>第42条の2 (略) (中 略)</p> <p>第53条 第10条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第6項本文、第13条、第17条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。 第3章の2 専門職大学院 (中 略)</p> <p>第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下本条において「法学既修者」という。)に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。</p>	<p>第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。 第3章の2 専門職大学院</p> <p>第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下本条において「法学既修者」という。)に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第53条の8第3項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第53条の8第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)は、第53条の8第3項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第53条の8第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第53条の15 第10条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第6項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>	<p>第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（地球環境学舎長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。</p>
<p>(中 略)</p> <p>第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等</p>	
<p>(中 略)</p> <p>第65条 第4条、第6条、第8条ないし第14条、第18条ないし第26条、第28条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。</p>	
<p>2 第10条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第6項本文、第13条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第40条ないし第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p>	<p>2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第4項及び第5項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項、第4項及び第5項、第30条ないし第34条、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。</p>
<p>(中 略)</p> <p>第67条 第10条第1項の検定料及び第12条第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。</p>	<p>第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。</p>

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60(10)	260
法学部		330(10)	1,340
経済学部	経済経営学科	240(20)	480
	経済学科	—	<del>320</del>
	経営学科	—	<del>200</del>
	計	240(20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244
医学部	医学科	<del>107</del>	<del>612</del>
	人間健康科学科	143(17)	<del>446</del>
	保健学科	—	<del>160</del>
	計	<del>250</del> (17)	<del>1,218</del>
薬学部	薬科学科	50	200
	薬学科	30	<del>150</del>
	計	80	<del>350</del>
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
	計	300	1,200
総計		<del>2,866</del> (57)	<del>11,755</del>

（備考）入学定員の（ ）を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

## 1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	44	88	22	66	—	—	441
	思想文化学専攻	24	48	12	36	—	—	
	歴史文化学専攻	28	56	14	42	—	—	
	行動文化学専攻	20	40	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	10	20	5	15	—	—	
	計	126	252	63	189	—	—	
教育学研究科	教育科学専攻	28	56	14	42	—	—	159
	臨床教育学専攻	14	28	11	33	—	—	
	計	42	84	25	75	—	—	

法学研究科	法政理論専攻	15	30	30	90	—	—	120
経済学研究科	経済学専攻	44	88	44	<del>132</del>	—	—	220
	経済システム分析専攻	—	—	—	<del>10</del>	—	—	
	経済動態分析専攻	—	—	—	<del>14</del>	—	—	
	現代経済・経営分析専攻	—	—	—	<del>20</del>	—	—	
	計	<del>44</del>	<del>88</del>	<del>44</del>	<del>132</del>	—	—	
理学研究科	数学・数理解析専攻	<del>52</del>	<del>114</del>	20	60	—	—	1,153
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	45	135	—	—	
	地球惑星科学専攻	<del>50</del>	<del>109</del>	30	90	—	—	
	化学専攻	61	122	30	90	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	<del>318</del>	<del>655</del>	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	141	564	778
	医科学専攻	20	40	10	30	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	39	78	15	<del>30</del>	—	—	
	計	59	118	37	<del>96</del>	141	564	
薬学研究科	薬科学専攻	50	50	—	—	—	—	251
	創薬科学専攻	<del>24</del>	<del>24</del>	11	33	—	—	
	生命薬科学専攻	<del>25</del>	<del>25</del>	11	33	—	—	
	医療薬科学専攻	<del>16</del>	<del>16</del>	7	21	—	—	
	医薬創成情報科学専攻	14	28	7	21	—	—	
	計	<del>64</del>	<del>143</del>	36	108	—	—	
工学研究科	社会基盤工学専攻	<del>66</del>	<del>95</del>	<del>12</del>	<del>30</del>	—	—	1,745
	都市社会工学専攻	<del>64</del>	<del>95</del>	<del>12</del>	<del>32</del>	—	—	
	都市環境工学専攻	<del>36</del>	<del>113</del>	<del>10</del>	<del>56</del>	—	—	
	建築学専攻	<del>72</del>	<del>106</del>	<del>24</del>	<del>56</del>	—	—	
	機械理工学専攻	<del>56</del>	<del>94</del>	18	54	—	—	
	マイクロエンジニアリング専攻	<del>28</del>	<del>45</del>	8	24	—	—	
	航空宇宙工学専攻	<del>23</del>	<del>40</del>	8	24	—	—	
	原子核工学専攻	<del>23</del>	<del>42</del>	9	27	—	—	
	材料工学専攻	<del>38</del>	<del>60</del>	10	30	—	—	
	電気工学専攻	<del>38</del>	<del>59</del>	10	30	—	—	
	電子工学専攻	<del>35</del>	<del>56</del>	10	30	—	—	
	材料化学専攻	<del>29</del>	<del>48</del>	9	27	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	<del>38</del>	<del>61</del>	11	33	—	—	
	分子工学専攻	<del>34</del>	<del>61</del>	12	36	—	—	
	高分子化学専攻	<del>46</del>	<del>77</del>	15	45	—	—	
	合成・生物化学専攻	<del>31</del>	<del>52</del>	10	30	—	—	
	化学工学専攻	<del>31</del>	<del>50</del>	9	27	—	—	
	計	<del>688</del>	<del>1,154</del>	197	591	—	—	

農学研究科	農学専攻	23	46	11	33	—	—	886
	森林科学専攻	45	90	22	66	—	—	
	応用生命科学専攻	48	96	22	66	—	—	
	応用生物科学専攻	50	100	23	69	—	—	
	地域環境科学専攻	48	96	20	60	—	—	
	生物資源経済学専攻	24	48	11	33	—	—	
	食品生物科学専攻	25	50	11	33	—	—	
	計	263	526	120	360	—	—	
人間・環境学 研究科	共生人間学専攻	69	138	28	84	—	—	532
	共生文明学専攻	57	114	25	75	—	—	
	相関環境学専攻	38	76	15	45	—	—	
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー科 学研究科	エネルギー社会・環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	379
	エネルギー基礎科学専攻	42	<del>84</del> 79	12	<del>41</del> 46	—	—	
	エネルギー変換科学専攻	25	<del>50</del> 42	4	<del>16</del> 20	—	—	
	エネルギー応用科学専攻	34	<del>68</del> 60	7	<del>26</del> 31	—	—	
	計	130	<del>260</del> 239	35	<del>119</del> 133	—	—	
アジア・ア フリカ地域研究 研究科	東南アジア地域研究専攻	—	—	—	—	10	<del>62</del> 66	138
	アフリカ地域研究専攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研究専攻	—	—	—	—	8	<del>16</del> 8	
	計	—	—	—	—	30	<del>138</del> 134	
情報学研究科	知能情報学専攻	37	74	15	<del>45</del> 47	—	—	558
	社会情報学専攻	36	72	14	42	—	—	
	複雑系科学専攻	20	40	6	<del>18</del> 20	—	—	
	数理工学専攻	22	44	6	<del>18</del> 20	—	—	
	システム科学専攻	32	64	8	<del>24</del> 28	—	—	
	通信情報システム専攻	42	84	11	<del>33</del> 37	—	—	
	計	189	378	60	<del>180</del> 194	—	—	
生命科学研究 科	統合生命科学専攻	37	74	17	51	—	—	249
	高次生命科学専攻	38	76	16	48	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
地球環境学舎	地球環境学専攻	—	—	13	<del>46</del> 53	—	—	158
	環境マネジメント専攻	44	<del>88</del> 73	7	<del>24</del> 27	—	—	
	計	44	<del>88</del> 73	20	<del>70</del> 80	—	—	
総	計	<del>2,221</del>	<del>4,254</del>	<del>934</del>	<del>2,811</del>	<del>171</del>	<del>702</del>	<del>7,767</del>
		<del>2,033</del>	<del>4,030</del>		<del>2,834</del>	<del>167</del>	<del>698</del>	<del>7,562</del>

## 2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容 定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	<del>160</del> 200	<del>560</del> 600	<del>560</del> 600
医学研究科	社会健康医学系専攻	<del>34</del> 30	<del>64</del> 60	<del>64</del> 60
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	<del>90</del> 75	<del>165</del> 150	<del>165</del> 150
総	計	<del>324</del> 345	<del>869</del> 890	<del>869</del> 890

改 正 前	改 正 後
<b>京都大学研究生規程</b> (昭和50年達示第37号)	
(前 略)	
第4条 研究生として入学を志望する者は、所定の願書に、履歴書その他必要書類及び検定料を添え、当該部局の長に願い出なければならない。	第4条
2 (略)	2
第5条 入学に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。	第5条
2 (略)	2
第6条 (略)	第6条
第7条 研究生に対しては、教授会の議を経て <u>指導教官</u> を定める。	第7条 研究生に対しては、教授会の議を経て <u>指導教員</u> を定める。
第8条 (略)	第8条
第9条 研究生の授業料は、所定の期日までに在学期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、在学期間が6か月を超える場合に於ては、初めの6か月とこれを超える期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。	第9条
2 (略)	2
第10条 <u>大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）</u> に基づき受け入れる者は、第4条第1項、第5条第1項及び第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ検定料、入学料及び授業料の納付を要しない。	第10条 <u>本学と外国の大学との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生又は研究生を受け入れるもので、検定料、入学料及び授業料の相互不徴収が記されているものに限る。）</u> に基づき受け入れる者は、第4条第1項、第5条第1項及び第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ検定料、入学料及び授業料の納付を要しない。 <u>第10条の2 国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）</u> は、第4条第1項、第5条第1項及び第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ検定料、入学料及び授業料の納付を要しない。
	2 <u>実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、第4条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。</u>
	3 <u>実施要項第4条第2号の推薦により、第5条第1項の期日までにその採用が決定している者は、同項の規定にかかわらず、入学料の納付を要しない。</u>
第11条 (略)	第11条 (同 左)
第12条 第4条第1項の検定料、第5条第1項の入学料及び第9条第1項の授業料の額は、それぞれ <u>国立学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）第11条の規定に基づき定められた額とする。</u>	第12条 第4条第1項の検定料、第5条第1項の入学料及び第9条第1項の授業料の額は、それぞれ <u>京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号）の定めるところによる。</u>
2 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。 (後 略)	2 (同 左)
	附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。